

## 第22回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日(金) 午後3時00分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室

3. 出席委員 (20人)

1番	巻坂 藤博	2番	後藤恵美子	3番	齋藤 祐一
4番	渡部由美子	5番	長岡 賢市	6番	渡部 晃子
7番	手塚 康博	8番	遠藤 智行	9番	二瓶 幸浩
10番	安部 数幸				
11番	山口 利行	12番	宇津木耕一	13番	川村 明浩
14番	後藤 康則	15番	遠藤 智行	16番	堀越 進吉
17番	舟山 善之	18番	鈴木 明弘	19番	寒河江正明
20番	伊藤 重徳				

4. 欠席委員

5. 農業委員会事務局員 上田信幸事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明専門員  
孫田智子主査 桐生竜也主事 遠藤貴幸主事

6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第58号 農地転用制限の例外の届出について

日程第4 報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第60号 農地法第18条の規定による報告について

日程第6 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第75号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について

日程第9 議案第76号 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議 長

春作業も本格的に始まりまして、平野部の桜はほぼ散って葉桜で、山間部の中津川の方は残雪もあり、水没林の柳も緑になり、桜もぼちぼち咲き出したということで、観光客の方も増えてきたという現在の状況であります。

最近、国内ではトランプ大統領の対外関税に関する話題で持ちきりでありまして、日本の農政にも若干の影響があるということで、色々取り出されておりますが、米に関しては、江藤農林水産大臣は、強制的な輸入をすれば、国内重要供給が乱れて、国益には決して良くないとお話をしておりました。折角、昨年度から、米の価格が上がって、農業を継続できるのではないかと喜んでいた時の矢先に、冷や水を浴びされるような議題が出てきたと思います。牛肉の輸出も波に乗ってきたところで、これからという時に、農産物の輸出に高い関税がかけられるということは、いろんなことを考えなければならなく、これからの動向が気になる1年になりそうだと思います。

また、自民党では消費税の減税が、自民党委員の6割の方が話を出しているということで、その辺も私たちの生活に関することなので、その動向も注視していこうと思うところであります。

今日は、総会の後に、歓送迎会もあります。新しい人が3名と昨年からの職員と大勢になるわけですが、先ほどの挨拶にもありましたが、初めての方もいて、農業委員、推進委員のアドバイスが有意義になると思いますので、よろしく願いいたします。それでは、ただいまより第22回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、7番手塚康博委員、8番遠藤智行委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第58号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

孫田主査

農地転用制限の例外の届出について説明を致します。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字下椿 3083-1	
	地目地積	田1筆で90㎡	

飯豊町役場から北東へ約1.8kmの位置にある農地です。詳細な場所については位置図、配置図、土地利用計画図を添付しておりますのでご覧ください。苗代の苗箱運搬用の通路として使用するために転用いたします。転用の時期ですが、令和7年3

月26日に着手しまして、完成予定は令和7年4月11日となっております。令和7年3月25日に農業委員である二瓶幸浩氏、齋藤祐一氏、推進委員の後藤康則氏と現地確認を行いました。200㎡未満の農業用施設の用に供する自己転用の場合は農地法の許可は不要であります。あらかじめ届け出をいただきました。以上報告いたします。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第4報告第59号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	松原字中野 1486 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 1 筆で 7,101 ㎡	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	小白川字才頭先二 4118-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 4 筆で 4,570 ㎡	

1番は、取得日は令和7年2月16日、相続による取得で、あっせんの希望はありません。2番は、取得日は令和5年1月30日、相続による取得であっせんの希望はありません。以上2件についてご報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第5報告第60号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農地法第18条の規定による報告につて説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字酒町 609-1	
	地目地積	田 4 筆で 723 ㎡	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字酒町 609-1	
	地目地積	田 4 筆で 723 ㎡	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇

	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字平田 4089-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,890 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字平田 4089-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,890 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 21,829 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字阿弥陀堂四 2041-3 はじめ 23 筆	
	地目地積	田 23 筆で 12,725 m <sup>2</sup>	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字北石田 3004-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,248 m <sup>2</sup>	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字向原 3511	
	地目地積	田 1 筆で 1,578 m <sup>2</sup>	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字実相坊 3661 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,842 m <sup>2</sup>	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字向原 3518 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,207 m <sup>2</sup>	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字下野 2367-5 はじめ 29 筆	
	地目地積	田 29 筆で 36,860.18 m <sup>2</sup>	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字大谷地 3264-127	
	地目地積	畑 1 筆で 142 m <sup>2</sup>	

13 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	松原字中野 1446	
	地目地積	田 1 筆で 2,994 m <sup>2</sup>	
14 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	松原字町北 1607 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,230 m <sup>2</sup>	
15 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字原 4056-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,245 m <sup>2</sup>	
16 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字原 4053-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,474 m <sup>2</sup>	
17 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字高田 3952 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,118 m <sup>2</sup>	
18 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字向原 3466 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,525 m <sup>2</sup>	
19 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字向原 3463 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,024 m <sup>2</sup>	
20 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字開発 3747-2	
	地目地積	田 1 筆で 5,013 m <sup>2</sup>	
21 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字開発 3745-3 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,566 m <sup>2</sup>	
22 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字開発 3745-2 はじめ 3 筆	

	地目地積	田 3 筆で 7,633 m <sup>2</sup>	
23 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字梨ノ木田 4131 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,615 m <sup>2</sup>	
24 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字梨ノ木田 4130	
	地目地積	田 1 筆で 1,679 m <sup>2</sup>	
25 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字井戸尻 4629	
	地目地積	田 1 筆で 1,679 m <sup>2</sup>	
26 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字井戸尻 4628	
	地目地積	田 1 筆で 4,200 m <sup>2</sup>	
27 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字中椿 3345-1	
	地目地積	田 1 筆で 694 m <sup>2</sup>	
28 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字東天神 2587 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 9,188 m <sup>2</sup>	
29 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字原嶋一 708-7 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,499.88 m <sup>2</sup>	
30 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字中通 5256-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,689 m <sup>2</sup>	
31 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	岩倉字大入 294 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,312 m <sup>2</sup>	
32 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇

	届出地	岩倉字樋之上 272-1 はじめ 4 筆
	地目地積	田 4 筆で 6,045 m <sup>2</sup>

以上、32 件につきまして報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 7 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。所有権移転が 1 件、新規賃貸借が 4 件、再設定賃貸借が計 5 件、合計 10 件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字酒町 553-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 730 m <sup>2</sup>	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字雪舟町 4486	
	地目地積	田 1 筆で 2,387 m <sup>2</sup>	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字雪舟町 4492 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,032 m <sup>2</sup>	
4 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 2987	
	地目地積	田 1 筆で 933 m <sup>2</sup>	
5 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字原嶋一 708-7 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,499.88 m <sup>2</sup>	
6 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字原嶋一 709	
	地目地積	田 1 筆で 642 m <sup>2</sup>	
7 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上町三 5033	
	地目地積	田 1 筆で 2,637 m <sup>2</sup>	

8 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字中通 5245	
	地目地積	田 1 筆で 2,004 m <sup>2</sup>	
9 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字中通 5255 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,874 m <sup>2</sup>	
10 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字滑石 4013 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,494 m <sup>2</sup>	

以上 10 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。当該委員に関する案件がありますので、退席を求めます。3 番齋藤祐一委員。5 番 6 番の案件について事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

二瓶委員 5 番 6 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇の田んぼが 1 枚になっており、今まで〇〇〇が耕作していましたが、〇〇〇に耕作して頂けないかという話がありまして、〇〇〇は、規模拡大しながら、堅実に農業をされておりますので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議お願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって 5 番 6 番の案件について承認することに決定しました。〇〇〇へ報告致します。全員賛成によって承認されましたので、ご報告致します。それでは、他の案件について事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。6 番渡部晃子委員

渡部委員 1 番の案件ですが、畑ですが、〇〇〇が購入して、畑を使用すると聞いております。金額も、双方納得しておりますので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。7 番手塚康博委員



手塚委員 2番の案件ですが、再設定で、双方合意の貸借になります。3番の案件ですが、〇〇〇が耕作している隣接地ということで、双方合意で決定になりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。4番渡部由美子委員

渡部委員 4番の案件ですが、〇〇〇の田んぼを昨年までは別の方が耕作していましたが、体調不良ということで、近所にお住いの〇〇〇にお願いしたいということで、今年から手塚敬さんに耕作するように双方合意で決めたようです。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。8番遠藤智行委員

遠藤委員 7番の案件ですが、再設定でして、今までも何ら問題ないので、これからも問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。1番巻坂藤博委員

巻坂委員 8番9番の案件ですが、どちらも再設定でして、今までも何ら問題ないので、これからも問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。9番二瓶幸浩委員

二瓶委員 10番の案件ですが、再設定でして、〇〇〇の経営は何ら問題なので、よろしくご審議お願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第74号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

孫田主査 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて説明いたします。

1番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字境見山 4150-5	

	地目地積	畑 1 筆で 117 m <sup>2</sup>
--	------	---------------------------

申請地は、飯豊町役場から南東に約 3.4 km、東山工業団地の北側に位置する農地でございます。詳細な場所については、案内図でご確認ください。

申請地については農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図については配置図、平面図をご覧ください。転用事由は、現在、母と姉が居住している住宅の老朽化に伴い、今回の申請地に新たに住宅を建築するためでございます。工事着手は、許可後で、令和 7 年 12 月末頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は建築物 1 千万円となっております。資金計画につきましても、すべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認しております。取水については上水道、汚水・生活雑排水については、公共下水道と記載になってございますが、農業集落排水区域でございますので、提出者に訂正を求めたいと思っております。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、今回の申請箇所については地区外でございます。そのほか、協議事項などはありません。続いて被害防除計画について説明いたします。今回は隣地及び道路との高低差がないため造成は行わない予定でございます。法面はありません。近傍農地への影響については、建物の高さを加減して、極力日照等の影響を与えないように措置する予定でございます。農業用排水施設・農道・ため池等に及ぼす影響はございません。以上の内容について 4 月 18 日に地元農業委員の遠藤智行委員、二瓶幸浩委員と共に現場確認を行っております。許可の基準でございますが、第 2 種農地の転用は、第 3 種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議の上、許可下さいますようお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。4 番遠藤智行委員

遠藤委員 　住宅の脇にある、細長い畑でありまして、現在、何も作られてなかったようで、他の農地に影響を与えることはないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 8 議案第 75 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について説明いたします。飯豊町長から農業委員会の方に意見聴衆がありましたので、ご意見等ありましたら、よろしくお願いたします。新規が47件、移転が13件あります。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字北中里 2608 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 9 筆畑 2 筆で 12,956 m <sup>2</sup>	
2番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2878-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,489 m <sup>2</sup>	
3番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字南館 3347 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 16,012 m <sup>2</sup>	
4番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字旭 3261-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 17,659 m <sup>2</sup>	
5番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東天神 2587 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 9,188 m <sup>2</sup>	
6番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東天神 2588	
	地目地積	田 1 筆で 1,600 m <sup>2</sup>	
7番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西天神 2504 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,211 m <sup>2</sup>	
8番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字酒町 609-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 723 m <sup>2</sup>	
9番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字平田 4089-1	

	地目地積	田 1 筆で 1,890 m <sup>2</sup>	
10 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3293 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,803 m <sup>2</sup>	
11 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字内町 1373-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 19,392 m <sup>2</sup>	
12 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字柳沢 4757-1	
	地目地積	畑 1 筆で 1,163 m <sup>2</sup>	
13 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字阿弥陀堂四 2041-3 はじめ 23 筆	
	地目地積	田 23 筆で 12,725 m <sup>2</sup>	
14 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 3208 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 30,659 m <sup>2</sup>	
15 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字上川原一 1101-5 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 15,889 m <sup>2</sup>	
16 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 21,829 m <sup>2</sup>	
17 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字井戸尻 4639	
	地目地積	田 1 筆で 2,800 m <sup>2</sup>	
18 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字北石田 3004-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,248 m <sup>2</sup>	
19 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	椿字井戸尻 4628	
	地目地積	田 1 筆で 4,200 m <sup>2</sup>	
20 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字井戸尻 4629	
	地目地積	田 1 筆で 1,679 m <sup>2</sup>	
21 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3295 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,620 m <sup>2</sup>	
22 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上町頭二 569-1 はじめ 13 筆	
	地目地積	田 13 筆で 21,117 m <sup>2</sup>	
23 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡 5794 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,945 m <sup>2</sup>	
24 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 3745-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,633 m <sup>2</sup>	
25 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字梨ノ木田 4130	
	地目地積	田 1 筆で 2,765 m <sup>2</sup>	
26 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町北 1607 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,230 m <sup>2</sup>	
27 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字中野 1446	
	地目地積	田 1 筆で 2,994 m <sup>2</sup>	
28 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3463 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,024 m <sup>2</sup>	
29 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇

	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3466 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,525 m <sup>2</sup>	
30 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字高田 3952 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,118 m <sup>2</sup>	
31 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字萱場 3854 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 12,533 m <sup>2</sup>	
32 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字梨ノ木田 4131 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,615 m <sup>2</sup>	
33 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 3745-3 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,566 m <sup>2</sup>	
34 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 3747-2	
	地目地積	田 1 筆で 5,013 m <sup>2</sup>	
35 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字原 4053-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,474 m <sup>2</sup>	
36 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字原 4056-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,245 m <sup>2</sup>	
37 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大谷地 3264-127	
	地目地積	畑 1 筆で 142 m <sup>2</sup>	
38 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 3745-1 はじめ 6 筆	

	地目地積	田 6 筆で 13,962 m <sup>2</sup>	
39 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下野 2367-5 はじめ 29 筆	
	地目地積	田 28 筆畑 1 筆で 36,857.18 m <sup>2</sup>	
40 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3518 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,207 m <sup>2</sup>	
41 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字実相坊 3661 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,842 m <sup>2</sup>	
42 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3511	
	地目地積	田 1 筆で 1,578 m <sup>2</sup>	
43 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字中通 5256-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,209 m <sup>2</sup>	
44 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字蟹ヶ沢 1003 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 21,123 m <sup>2</sup>	
45 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字神ノ倉 4794-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,990 m <sup>2</sup>	
46 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字樋之上 272-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 1 筆で 6,045 m <sup>2</sup>	
47 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字大入 294 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,312 m <sup>2</sup>	

移 転

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字豆殻屋敷 3575	
	地目地積	田 1 筆で 4,882 m <sup>2</sup>	
2 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字山王原 2310 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,075 m <sup>2</sup>	
3 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字原南 3150 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 800 m <sup>2</sup>	
	申 請 地	中字原南 3152	
地目地積	田 1 筆で 1,174 m <sup>2</sup>		
4 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字叶内 2989-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,221 m <sup>2</sup>	
5 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字北湯之花 2686-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 4,465 m <sup>2</sup>	
6 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	松原字中野 1460	
	地目地積	田 1 筆で 3,013 m <sup>2</sup>	
7 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字高田 3948 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,220 m <sup>2</sup>	



8 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	松原字北原 1521-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 20,849 m <sup>2</sup>	
9 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字契約壇 3832-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 11,246 m <sup>2</sup>	
10 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字上川原西 6091 はじめ 19 筆	
	地目地積	田 18 筆畑 1 筆で 30,074 m <sup>2</sup>	
11 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	松原字町北 1626	
	地目地積	田 1 筆で 1,754 m <sup>2</sup>	
12 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字高田 3949 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,855 m <sup>2</sup>	
13 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	旧耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	新耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字原 4051-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,418 m <sup>2</sup>	

1 番から 4 番の案件は、所有者不明農地になっております。農地法に伴う処理をいうことで、相続者の調査、相続放棄等を確認した上で、2 カ月公示したのちに、県と事前調整し、県から農地中間管理機構の方に、利用権の裁定通知ということで使用が可能になった土地になります。それぞれ、賃借料につきましては、土地改良費を差し引いたり、農地の状況を勘案して、賃借料を設定しております。

議 長

ただいま、事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。事務局説明に関して、質問意見等ありましたら、お願いいたします。格別ないようでしたら、

賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9議案76号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」議題と致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

遠藤主事 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について説明致します。本町では宅地周辺農地も含めて、町内全域が農用地区域に設定されている一方で、生活様式の変更に伴って、非農業的な土地の利用も進んでいる状況であります。このため、優良農地の推進も図りながらも最小限度の農振除外もやむ負えないと考えております。農用地区除外の変更の内容ですが、3件で、合計面積15,417㎡となっております。農振除外には6つの要件がありまして、変更にかかって、農用地以外にすることが必要且適当であって、農業用地以外に代外地がないこと、農業の効率的利用に支障がないこと、認定農業者等の農地集積に支障がないこと、土地改良施設に支障がないこと、農業生産基盤完了後8年を経過していること、地域計画における農地利用、担い手への影響がないこと、これら6つの条件をすべて満たすことで、除外することが可能になります。図面番号1、〇〇〇、飯豊町大字高峰字毛下野上4730番ほか1筆。高峰の〇〇〇の北の場所になっております。資材置場としての使用を計画しております。土地利用計画図が添付しております。道路側から砂利、山砂、山側に碎石という計画になっております。図面番号2、〇〇〇、小白川字契約壇3832番1他6筆。第二小学校から南に300mほどの農地になります。こちら資材置き場としての計画になっており、資材置場事業計画書が添付しております。図面番号3、〇〇〇、飯豊町大字中字原南3161番ほか3筆。いいでわくわくこども園乳児部の北へ200mほどの農地に太陽光パネルを設置になります。配置図を添付しております。太陽光パネルの設置につきましては、飯豊町自然環境エネルギー関連事業条例で、設置について届け出が必要となっております。今回の案件につきましては、その第7条にあります太陽光パネルに発電500kw未満の事業につきましては、申請が必要がないこととなっております。今回は119.9kwの出力で、2件合計でも240kwなので、町への申請はない案件となっております。今回設置予定の製品は間違いないと確認致しました。以上3案件につきましては、説明させて頂きました。

議長 ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。  
1番巻坂藤博委員

巻坂委員 〇〇〇の資材置場ですが、〇〇〇と、息子の〇〇〇と親子で出しておりますが、なんか理由があるのでしょうか。

遠藤主事 内容を確認しておりませんでしたので、確認して、後日説明致します。

議長 格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第22回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午後4時15分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年4月25日

議長 安部 教幸  
署名委員 (7番) 手塚 康博  
署名委員 (8番) 遠藤 智行